

児童指導員の資格要件

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例)

| | 児童指導員の資格要件 | 提出書類 |
|---|---|----------------------------|
| ① | 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 | 卒業証明書 |
| ② | 社会福祉士の資格を有する者 | 社会福祉士登録証(写) |
| ③ | 精神保健福祉士の資格を有する者 | 精神保健福祉士登録証(写) |
| ④ | 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学(以下「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | 大学(各学科)卒業証明書 成績・単位修得証明書 |
| ⑤ | 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 | 成績・単位修得証明書 |
| ⑥ | 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | 成績・修了証明書 |
| ⑦ | 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業証明書 成績・修了証明書 |
| ⑧ | 学校教育修了者等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの | 高等学校等卒業証明書 及び実務経験証明書 |
| ⑨ | 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めた者 | 教員免許(写) |
| ⑩ | 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの | 実務経験証明書 及び研修受講証明書 |

※⑩の取扱については、別紙「児童指導員の資格について」参照

児童指導員の資格について

児童指導員の資格については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「同条例」）第39条各号（別添1参照）に該当する者としています。

このうち、同条例第39条第10号については、以下のとおり取り扱うこととします。

1 実務経験の判断

(1) 児童福祉事業

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業とします。

| | |
|-----------|--|
| 第一種社会福祉事業 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業 |
| 第二種社会福祉事業 | 障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ※社会福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行分）に伴い、親子再統合支援事業等を追加。 |

(2) 児童福祉事業に従事した者

当該事業の直接支援業務（生活指導、生活支援等）又は相談支援業務に従事した者としてします。

(3) 3年以上の従事期間

当該業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上とします。

2 研修受講

県又は県の指定する事業者が実施する障害福祉サービスに関する研修を受講すること。（別添2参照）

3 確認方法

上記1及び2について、実務経験証明書及び研修受講証明書等により確認を行います。

4 適用開始

令和元年10月以降の指定申請、更新申請及び変更届から適用します。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

（平成24年3月21日山口県条例第三号）

（児童指導員の資格）

第三十九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学(以下「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育修了者等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

(対象研修)

障害福祉サービスに関する研修は、県又は県の指定する事業者が実施する研修とします。

県又は県の指定する事業者が実施する研修例

- 社会福祉一般研修（階層別研修）
 - ・ 障害者（児）福祉施設基礎コース研修
 - ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者コース）
- 障害福祉サービス従事者等向け研修
 - ・ 医療的ケア児等支援者養成研修
 - ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎）
 - ・ 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
 - ・ 相談支援従事者初任者研修
 - ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修
- 障害福祉サービス従業者養成研修
 - ・ 居宅介護初任者養成研修
 - ・ 重度訪問介護従業者養成研修
 - ・ 行動援護従事者養成研修
 - ・ 同行援護従業者養成研修
- 児童福祉に関する研修
 - ・ 放課後児童支援員認定資格研修 等

(研修受講期間について)

平成24年度以降に受講した研修とします。

上記は、現在、実施されている研修を例示していますので、これらに相当すると考えられるものについては、お問い合わせください。

(受講証明書)

修了証が発行される研修については、修了証の写しを提出ください。

また、修了証又は受講証明書が得られない研修については、ご相談ください。